

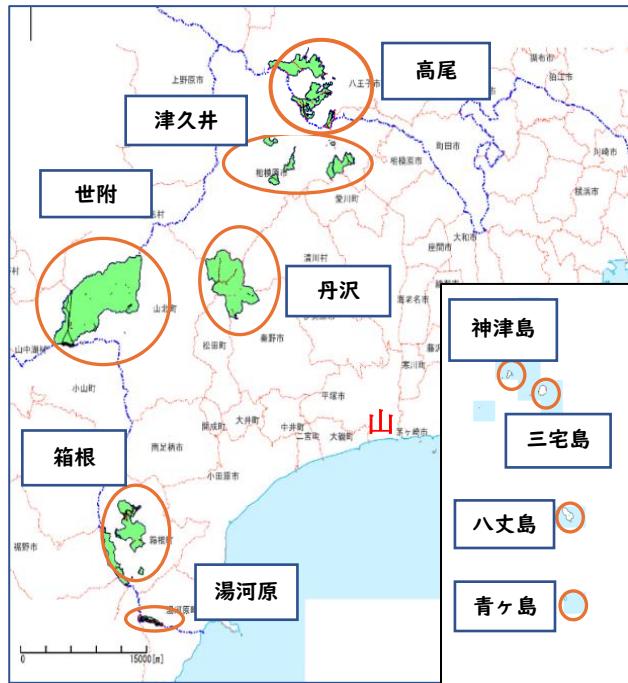
【はじめに】

東京神奈川森林管理署は、東京都及び神奈川県に所在する国有林約 10,560ha の国有林を管理しています。

これらは、高尾山から津久井周辺、丹沢から箱根周辺、湯河原周辺に所在しており、大部分が水源かん養保安林等に指定されているほか、国立・国定公園、県立自然公園に指定されています。

また、国有林の多くは、相模川、酒匂川等の上流部に位置しており、都市部の水源地として重要な役割を果たすとともに、観光や登山、自然とのふれあいの場として多くの方々に利用されています。

このほか、伊豆諸島の神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島に所在する国有林約 340ha を管理していることも特徴の一つです。



＜当署の起源は？＞

当署は、明治 22 年（1889 年）に宮内省御料局に静岡支庁が設置されたことに伴い、神奈川県下の御料地の管理を行うために開設された小田原出張所及び八王子出張所が起源となっています（※明治 26 年（1893 年）までは八王子は神奈川県の行政区域に属していました）。

その後、昭和 22 年（1947 年）の林政統一によって、農商務省所管の国有林、内務省所管の北海道国有林、宮内省所管の御料林が林野庁で一括管理される中で、東京営林局に平塚営林署が設置されました。これ以降、昭和 29 年（1954 年）の小田原営林署の統合や、昭和 61 年（1986 年）の東京営林署の統合等を経て、現在の東京神奈川森林管理署に至っています。

【当署の取組】

国有林においては、各地域の特性を踏まえつつ、自然災害の防止、水源のかん養、木材の生産等の森林の様々な機能を持続的に発揮していくことが求められますが、都市近郊や島嶼部の国有林を管理している当署の特徴を踏まえて、ここでは、高尾山の安全対策、丹沢山地の治山事業、三宅島の海岸防災林造成についてご紹介させていただきます。

【高尾山の安全対策】

高尾山国有林は、都心から約 1 時間の距離にあり、約 1,300 年の歴史をもつ薬王院への参詣をはじめ、四季折々の自然や山頂からの眺望を手軽に楽しめる場として人気が高く、「高尾山自然休養林」として利用を進めてきました。平成 19 年（2007 年）のミシュランガイド三ツ星認定、令和 2 年（2020 年）の日本遺産認定を受けて知名度が一層高まり、現状の利用者数は、国

内外あわせて年間 260～300 万人と推定されています。

近年、高尾山国有林等では、ナラ枯れの被害が多数確認されており、利用者の安全確保のため、国管理の歩道沿線を中心にナラ枯れ被害木や危険木の処理を実施しています。本年度も 8 月には、いろはの森コースと学習の歩道の大垂水峠側の被害木等の処理が完了し、今後、来年 3 月までに 1 号路沿線の処理を実施していく予定としています。

電線・建物等により作業スペースに制約がある場合が多く、通常の伐倒処理に加え、クレーン等を用いた「つるし切り」を行っており、また、時期についても、地域の皆様のご意見を踏まえながら、繁忙期や、薬王院の行事、地域のイベントと重ならないように進めることとしています。



薬王院（四天王門）



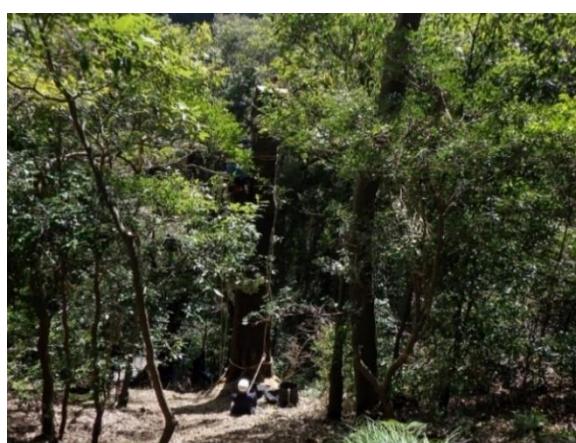
薬王院（御本社）



山頂園地の状況



山頂からの眺望



被害木の伐倒作業の様子



つるし伐りの様子

【丹沢山地の治山事業】

丹沢山地の玄倉（くろくら）国有林は、もともとは御料林でしたが、大正 12 年（1923 年）の関東大震災によって多数の荒廃地が発生し、経済的に林業経営の見込みが立たなくなつたことや、神奈川県の主要河川の水源地であったことなどから、昭和 6 年に神奈川県に下賜され、県有林として管理されるようになりました。

戦後、昭和 27 年（1952 年）からは、東京営林局直轄の丹沢治山事業所が設置され、民有林直轄治山事業を行つて復旧を進めてきましたが、関東大震災で発生した荒廃地が風水害によって拡大する兆しが顕著であったことから、昭和 30 年（1955 年）に、保安林整備臨時措置法に基づき国が買い入れを行い、これ以降、国直轄で治山事業を実施してきました（※事業実行は年代によって局直轄、署実行と様々ですが、治山事業所は平成 12 年度（2000 年度）まで存続していました）。

当該国有林においては、急峻で脆弱な地質のため、渓流の侵食と土砂の生産が続いていることから、現在、玄倉川上流の熊木沢の荒廃渓流の復旧工事に向けて、資材運搬路の再整備を実施しています。

なお、丹沢山地の国有林を源とする玄倉川の幽神（ユーシン）渓谷では、水面が光の加減で「ユーシンブルー」※といわれる神秘的な青色となることから、登山者の人気スポットとなっています（※「ユーシンブルー」という単語は、玄倉国有林が所在する山北町により商標登録がなされています）。



熊木沢上流の蛭ヶ岳周辺の荒廃状況



熊木沢の土砂の堆積状況



資材運搬路の工事状況
(上：施工前、下：施工後)



幽神渓谷のユーシンブルー
(※山北町観光協会 HP から引用)

<関東大震災からの復旧・復興>

丹沢や箱根の森林では、大正 12 年（1923 年）の関東大震災によって約 8,600ha の崩壊地が発生し、震災直後から帝室林野局と神奈川県で復旧工事が進められました。帝室林野局の所管する丹澤世伝御料地では、大正 13 年（1924 年）から昭和 10 年（1935 年）までに石積堰堤 97 箇所・木製堰堤 2 箇所、山腹工 403.7ha の震災復旧工事が実施されました。

当時、丹澤世伝御料地では、分担区事務所（※今の森林事務所に相当）に「休泊所」と呼ばれる現場事務所が設置され、監守あるいは技丁という監督人が分担区員の指揮のもと常駐して、巡回や伐木、造林等の事業を行っていました。また、こうした休泊所を中心に、作業員とその家族が居住する林業集落が形成され、商店のほか学校の分教場や警察官が配置されていた集落もありました。

当時の治山工事は全ての作業が人力であり、震災によって膨大な事業量が発生し人員の不足が顕著であったため、先進県であった愛知県や山梨県等から技術者や石工等の技能工が集められ、林業集落に設置された宿舎等に居住して現場の工事に従事しました。

丹沢森林事務所が管轄する世附国有林及び中川国有林内には、先人の苦労が偲ばれる貴重な「石積堰堤」が現存しており、今でもしっかりと治山堰堤としての機能を発揮しています。



世附国有林内の水ノ木沢第 2 号堰堤（昭和 2 年竣工）及び上流の復旧箇所
(※ (株) 共生 西本晴男氏 提供資料から引用)



中川国有林内の白水沢第 1 号堰堤（昭和 5 年竣工）（左：昭和 7 年撮影、右：令和 7 年撮影）
(※昭和 7 年撮影の写真は、(株) 共生 西本晴男氏 提供資料から引用)

- 参考文献：「帝室林野局五十年史」帝室林野局、昭和 14 年（1939 年）
：「神奈川の林政史」神奈川県農政部林務課、昭和 59 年（1984 年）
：西本晴男「足柄乃文化」第 52 号西丹沢の震災復旧砂防工事-諸戸北郎博士の足跡から読み解く-」
山北町地方史研究会、令和 7 年（2025 年）
：内山豊「足柄乃文化」第 45 号丹澤世伝御料地とその休泊所について」山北町地方史研究会、平成 30 年（2018 年） ほか

【三宅島の海岸防災林造成】

三宅島は、全国的にみても波浪条件が厳しく（波が高く周期が長い）、国内有数の強風地帯であります。三宅島の国有林のほとんどが海岸部に位置しており、こうした自然条件下において、海岸周辺の空港、道路、宅地等を保全するための海岸防災林として機能してきました。

また、三宅島は活火山であり、20世紀以降、昭和15年（1940年）、昭和37年（1962年）、昭和58年（1983年）、平成12年（2000年）と4回の噴火が発生しており、海岸防災林も、噴火の都度、発生した火山ガスによって立木の枯死が発生するなどの被害を受けてきました。

三宅島での海岸防災林の造成は、昭和38年（1963年）から開始されましたが、平成12年（2000年）の噴火では、大規模な火山活動により全島避難が決定され、4年半近くにわたって全島民が島外での避難を余儀なくされました。その間、国有林の事業も休止となりましたが、平成16年（2004年）に再開し現在に至っています。

現在、主に島内の5地区を対象として、クロマツの植栽、防風柵の設置等を実施してきており、今後、現地の状況を踏まえつつ、補植、下刈、防風柵の新設・補修等を行う予定としています。クロマツの生育状況は概ね順調ですが、海岸に近接し、高潮の影響を受けやすい箇所もあることから、専門家のアドバイスもいただきながら取組を進めていく考えです。



沖ノ平地区の防風垣の施工状況（昭和51年以前の様子）



火山ガス・火山灰で焼失した東山地区の海岸防災林（昭和58年の噴火後の様子）

※遠望の島は御蔵島



主な事業地

〈三池地区の海岸防災林造成事業の経過〉



昭和 55 年

平成 12 年（2000 年）の噴火前、三池浜は海水浴場としてにぎわっており、海岸と住居や民宿等の間には、海岸防災林のクロマツ林が広がっていました



平成 23 年



噴火による火山ガスの影響で、クロマツ林が枯死したため、平成 23 年（2011 年）から、跡地にクロマツの植栽を開始しました。強風から植栽木を保護するための防風柵も施工しました。



現在（令和 7 年）



平成 28 年（2016 年）に三池浜全域の植栽等が完了しました。今では植栽したクロマツは 6～8m 程度の樹高に生長し、海岸防災林の再生が進んでいます。

【むすび】

以上、高尾山の安全対策、丹沢山地の治山事業、三宅島の海岸防災林造成の取組をご紹介させていただきましたが、このほかにも、箱根地区では、環境行政と連携した希少植物の保護やニホンジカ対策、津久井地区では、主伐期を迎えた人工林の適切な管理等の取組を進めているところです。

冒頭に述べたとおり、当署は、都市近郊や島嶼部に立地し、歴史や文化、経済活動等の地域特性が大きく異なる国有林を一元的に管理しています。このような背景があるが故に、当署における国有林の管理経営には特有の難しさを感じるところではありますが、引き続き、安全・安心の確保、自然災害の防止等の取組を着実に継続していくとともに、地域の森林・林業の発展といった面でも貢献できるよう努めて参りたいと考えています。

(参考)

高尾山自然休養林

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/takaosan.html

山北町観光協会HP

<https://www.yamakita.net/sightseeing/detail.php?id=26>